

一般社団法人日本福祉のまちづくり学会

定 款

第1章 総則

(会の名称)

第1条 この法人は、一般社団法人日本福祉のまちづくり学会（以下「本法人」という）と称する。

(事務所)

第2条 本法人は、主たる事務所を東京都港区に置く。

第2章 目的及び事業

(目的)

第3条 本法人は、市民生活並びに福祉のまちづくりに関わる理論、研究及び技術の向上と発展に寄与することを目的とする。

(事業)

第4条 本法人は前条の目的を達成するために次の事業を行う。

- (1)福祉のまちづくりの理論並びに研究及び技術の向上に関する調査研究
- (2)福祉のまちづくりに関する研究大会、講演会、研修会及び見学会等の開催
- (3)福祉のまちづくりに関する情報の交換
- (4)福祉のまちづくりに関する広報、宣伝並びに会誌その他印刷物の刊行及び頒布
- (5)福祉のまちづくりに関する国際協力
- (6)その他本法人の目的を達成するために必要な事業

2 前項の事業は、日本全国及び海外において行うものとする。

第3章 会員、代議員選挙等

(法人の構成員)

第5条 本法人に次の会員を置く。

- (1) 正会員 本法人の事業に賛同して入会し、福祉のまちづくりに関する研究、業務又はこれと関連する社会経済活動を営む個人であつて、第14条（代議員）によって定める本法人の代議員になる資格を有する者
- (2) 法人会員 本法人の事業に賛同して入会し、福祉のまちづくりに関する研究、業務又はこれと関連する社会経済活動を営む法人および団体
- (3) 賛助会員 本法人の目的及び事業を賛助し、又は後援する法人および団体ならびに個人
- (4) 学生会員 本法人の事業に賛同して入会した個人で、学校教育法第1条に定める学校に所属する学生
- (5) 名誉会員 本法人の事業運営に多大な功勞のあつた個人で、社員總會において推薦された者

2 正会員は、本法人に対して、「一般社団法人及び一般社団法人に関する法律」（以下「法」という。）に定められた以下の権利を、法の社員と同様に行使することができる。

- (1) 法第14条第2項の権利（定款の閲覧等）
- (2) 法第32条第2項の権利（社員名簿の閲覧等）
- (3) 法第50条第6項の権利（社員の代理権限証明書面等の閲覧等）
- (4) 法第52条第5項の権利（電磁的方法による議決権行使記録の閲覧等）

(5) 法第 57 条第 4 項の権利（社員総会の議事録の閲覧等）

(6) 法第 129 条第 3 項の権利（計算書類等の閲覧等）

(7) 法第 229 条第 2 項の権利（清算法人貸借対照表等の閲覧等）

(8) 法第 246 条第 3 項、第 250 条第 3 項および第 256 条第 3 項の権利（合併契約書の閲覧等）

（支部）

第 6 条 本法人は、理事会の議決を経て、日本国内の必要な場所に支部を置くことができる。

2 正会員は、本法人の目的のために事業を行う主たる場所（正会員が特に希望する場合は本人の希望する主たる場所）に所在する支部に所属しなければならない。

（入会）

第 7 条 会員になろうとする者は、理事会において別に定める入会申込書を本法人に提出し、理事会の承認を得なければならない。

（経費の負担）

第 8 条 会員（名誉会員を除く。）は、本法人の事業活動に経常的に生じる費用に充てるため、理事会によって別に定める入会金及び会費を納入しなければならない。

（資格の喪失）

第9条 会員は次の各号の一に該当する場合はその資格を失う。

- (1) 退会したとき。
- (2) 会費を2年以上滞納したとき。
- (3) 総社員が同意したとき。
- (4) 当該会員が死亡したとき。
- (5) 法人会員並びに賛助会員の法人若しくは団体が解散したとき。
- (6) 社員総会で除名を決議したとき。
- (7) 本会が解散したとき。

(退会)

第10条 会員は、理事会において別に定める退会届を提出し、任意に退会することができる。

(除名)

第11条 本法人は、会員が次の各号の一つに該当する場合には、社員総会において、総社員の半数以上であって、その議決権の3分の2以上の議決に基づいて除名することができる。

- (1) 会員として本会の名誉を傷つけたとき。
- (2) 本会の目的に違反する行為があったとき。
- (3) その他正当な事由があるとき。

2 前項の各号に関する場合において、事実確認に必要な手続及び弁明の機会を与えるために、本法人は、当該会員に対して、法の定める規定にしたがって、当該社員総会の日から1週間前までにその旨を通知または催告を行わなければならない。

3 第1項により除名の議決があったときは、会員名簿に記載した住所地に宛てて除名した旨の通知を行わなければならない、その住所地に通知できない場合には本会の会報に掲載して通知すれば足りる。

(会員資格喪失に伴う権利及び義務)

第12条 会員が第9条(資格の喪失)の規定により資格を喪失した場合には、本会に対する権利を失い義務を免れる。ただし、未履行の義務は免れることはできない。

2 会員が第9条(資格の喪失)の規定により資格を喪失した場合には、既納の入会金、会費及びその他の拠出金品はいかなる事由があっても返還しない。

(備え付け帳簿及び書類)

第13条 本法人は、常に次に掲げる帳簿及び書類を備えておかなければならない。

- (1) 定款
- (2) 会員名簿(及び会員の移動に関する書類)
- (3) 理事及び監事の名簿
- (4) 登記及び認定、許可、認可等に関する書類
- (5) 定款に定める機関(理事会及び社員総会)の議事に関する書類
- (6) 財産目録
- (7) 事業計画書及び収支計算書
- (8) 監査報告書
- (9) その他法令で定める帳簿及び書類

2 会員名簿には、会員の氏名または名称、住所または本店（主たる事務所）、会員の種別、代議員である場合にはその旨、会員番号等を記載する。

3 本法人は、前項で作成する会員名簿における代議員である場合にはその旨を記載した名簿をもって、法の定める社員名簿として扱う。

（代議員）

第 14 条 本法人に代議員を置く。

2 この法人の社員は、次に掲げる区分によって、正会員の中から、正会員によって、選出又は推薦された者であることを要し、選出又は推薦された代議員をもって法の社員とする。

- (1) 理事会で別に定める代議員選挙規約に基づく代議員選挙の方法によって、立候補した者の中から選出された選挙代議員
- (2) 本法人の各支部から立候補された者の中から、理事会で別に定める代議員選挙規約に基づく代議員選挙の方法によって選出された支部代議員
- (3) 前号の規定によって選出された支部代議員は、各支部から必ず 1 名選出しなければならない。また、選出された支部代議員は、第 25 条(役員を選任)の規定にかかわらず本法人の理事を兼任するものとする。
- (4) 理事会で別に定める代議員選挙規約に基づく選挙代議員及び支部代議員による推薦の方法によって指名をうけた者の中から、総会において承認されることによって選出された推薦代議員

3 前項第 1 号並びに第 2 号で規定する選挙代議員及び支部代議員の選挙は、理事会で別に定める代議員選挙規約に基づいて、同時に行うことができる。ただし、両代議員は重複して立候補することができない。

4 第2項の規定によって選出される代議員の総数は、40名以内とし、そのうち選挙代議員の定数は20名以内、支部代議員の定数は10名以内、推薦代議員の定数は10名以内とする。なお、これら代議員の定数を変更する場合には理事会の議決を経て、社員総会の承認を受けなければならない。

5 代議員選挙規約は、社員総会の承認を受けなければならない。

(代議員の任期)

第15条 代議員の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち、最終のものに関する社員総会の終結までとする。また、再任を妨げない。

2 代議員が欠けた場合または代議員の員数を欠くこととなるときに備えて補欠の選挙代議員及び補欠の推薦代議員を事前に選出しておくことができる。支部代議員に欠員が生じた場合は欠員が生じた支部からの推薦にもとづいて、理事会が承認することによって補欠の支部代議員を選出する。

3 補欠の代議員の任期は、任期の満了前に退任した代議員の任期の満了する時までとする。

4 補欠の代議員の選任に係る決議が効力を有する期間は、当該決議後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時社員総会の終結の時までとする。

(報酬等)

第16条 代議員は無報酬とする。

第4章 社員総会

(構成)

第 17 条 本法人の総会は、第 14 条（代議員）の規定によって選出されたすべての代議員をもって構成し、本法人の総会をもって法に定める社員総会とする。

(開催)

第 18 条 社員総会は、定時社員総会として毎事業年度の終了後 3 カ月以内に開催するほか、臨時社員総会として必要がある場合に開催する。

(招集)

第 19 条 社員総会は、法に特段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき会長が招集する。

2 総社員の議決権の 5 分の 1 以上の議決権を有する社員は、会長に対し、社員総会の目的である事項および招集の理由を示して、社員総会の招集を請求することができる。

3 社員総会の招集通知は、会日より 1 週間前までに各社員に対して通知する。

(議長)

第 20 条 社員総会の議長は、当該社員総会において社員の中から選出する。

(議決権)

第 21 条 社員総会における議決権は、社員 1 名につき 1 個とする。

(決議)

第 22 条 社員総会の決議は、法第 49 条第 2 項に規定する事項及びこの定款に特に規定するものを除き、総社員の議決権の過半数を有する社員が出席し、出席した当該社員の議決権の過半数をもって行う。

2 理事（第 14 条第 2 項第 3 号の規定によって支部代議員が兼任する理事の場合を除く。）または監事を選任する議案を決議するに際しては、各候補者ごとに前項の決議を行わなければならない。

3 理事または監事の候補者の合計が、第 24 条（役員の設置）に定める定数を上回る場合には、過半数の賛成を得た候補者の中から得票数の多い順に定数の枠に達するまでの者を選任することとする。

（議事録）

第 23 条 社員総会の議事については、法で定めるところにより、議事録を作成しなければならない。

第 5 章 役員

（役員の設置）

第 24 条 本法人に次の役員を置く

(1) 理事 10 名以上 20 名以内

(2) 監事 1 名以上 2 名以内

2 理事のうち 1 名を代表理事とし、本法人ではこれを会長と呼ぶ。

3 代表理事以外の理事のうち会長を補佐する 4 名を選定し、本法人ではこれを副会長と呼ぶ。

(役員を選任)

第 25 条 役員は、第 14 条第 2 項第 3 号の規定によって支部代議員が兼任する理事の場合を除いて、社員総会の決議によって、社員から選任する。

2 会長および副会長は理事会の決議によって、理事の中から選定する。

3 理事のうち、理事のいずれか 1 名とその配偶者又は三親等以内の親族その他法令で定める特別の関係にある者の合計数は、理事総数の 3 分の 1 を超えてはならない。監事についても同様とする。

(理事の職務及び権限)

第 26 条 理事は、理事会を構成し、法およびこの定款で定めるところにより、職務を執行する。

2 会長は、本法人を代表し、業務を執行する。

3 副会長は会長を補佐し、本法人の業務を執行する。

(監事の職務および権限)

第 27 条 監事は、次に掲げる職務を行う。

- (1) 理事の職務の執行を監査し、法で定めるところにより、監査報告を作成すること。
- (2) 本法人の業務及び財産の状況を調査すること、並びに、各事業年度に係る計算書類及び事業報告等を監査すること。
- (3) 社員総会及び理事会に出席し、必要があると認めるときは、意見を述べること。
- (4) 理事が不正の行為をし、もしくはその行為をするおそれがあると認めると

き、または、法令若しくは定款に違反する事実若しくは著しく不当な事実があるときは、これを社員総会及び理事会に報告すること。

- (5) 前号の報告のために必要な場合には、理事長に理事会の招集を請求すること。但し、その請求があった日から5日以内に、その請求があった日から2週間以内の日を理事会の日とする招集通知が発せられない場合には、直接理事会を招集することができる。
- (6) 理事が社員総会に提出しようとする議案、書類その他法令で定めるものを調査し、法令若しくは定款に違反し、若しくは著しく不当な事項があると認めるときは、その調査の結果を社員総会に報告すること。
- (7) 理事が本法人の目的の範囲外の行為その他法令若しくは定款に違反する行為をし、または、その行為をするおそれがある場合において、その行為によって本法人に著しい損害が生じるおそれがあるときは、その理事に対し、その行為をやめることを請求すること。
- (8) その他監事に認められた法令上の権限を行使すること。

(役員任期)

第28条 役員任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時社員総会の終結の時までとする。ただし、再任を妨げない。

2 補欠として選任された役員任期は、前任者の残任期間とする。

3 役員は、第24条(役員設置)に定める定数に不足が生じる場合は、任期の満了または辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお役員としての権利義務を有する。

(役員解任)

第 29 条 役員は、社員総会の決議によって解任することができる。この場合、監事の解任については、総社員の半数以上であって、総社員の議決権の 3 分の 2 以上に当たる多数をもって行わなければならない。

(報酬等)

第 30 条 役員は無報酬とする。

第 6 章 理事会

(構成)

第 31 条 本法人に理事会を置く

2 理事会はすべての理事をもって構成する。

(権限)

第 32 条 理事会はこの定款が別に定めるもののほか次の職務を行う。

- (1) 社員総会の日時および場所ならびに目的たる事項の決定
- (2) 社員総会の招集の決定
- (3) 規則の制定、変更および廃止に関する事項
- (4) 本法人の業務執行の決定
- (5) 理事の職務の執行の監督
- (6) 会長および副会長の選定および解職
- (7) 従たる事務所の設置、移転および廃止

(招集)

第 33 条 理事会は会長が招集する。

2 会長が欠けたとき、または会長に事故があるときは、各副会長が理事会を招集する。

3 理事会の招集通知は、会日より1週間前までに各役員に対して通知する。ただし、役員的全員の同意があれば招集手続きを経ることなく開催することができる。

(決議)

第34条 理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

2 前項の決議において、代理人による議決権の行使を認めない。

3 理事が、理事会の決議の目的である事項について提案した場合において、当該提案（当該事項について議決に加わることができるものに限る。）の全員が書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたとき（監事が当該提案について異議を述べたときを除く。）は、当該提案を可決する旨の理事会決議があったものとみなす。

4 可否同数の場合に、議長の判断に委ねることは、これを認めない。

(議事録)

第35条 理事会の議事については、法で定めるところにより、議事録を作成しなければならない。

2 代表理事たる会長が当該理事会に出席した場合には、会長が前項の議事録に記名押印しなければならない。会長が当該理事会に出席できない場合には出席した理事及び監事がこれに記名押印しなければならない。

第7章 委員会

(委員会の設置)

第36条 本法人には、理事会の決議により委員会を置くことができる。委員会の役割については細則で定める。

- 2 委員会の委員長は、社員の中から会長が指名し、理事会で承認する。
- 3 委員会の委員は、会員および学識経験者のうちから、理事会が選任する。
- 4 委員会の任務、構成および運営に関し必要な事項は、理事会の決議により別に定める。

第8章 事務局

(事務局)

第37条 本法人に、本法人の事務を処理するため、事務局を置く。事務局には、事務局長ほか若干の事務局員を置く。

- 2 事務局長及び事務局員の任免は、理事会の同意を得て会長が行う。
- 3 その他事務局に関する事項は、会長が理事会の同意を得て、別に定める。

第9章 支部

(支部規則、支部長)

第38条 第6条で規定する支部は、本定款・細則および本法人が定める各種運営規定に違反しない範囲で、各支部において独自に支部規則を定めることができる。

(各支部運営規約)

第 39 条 各支部の運営方法は、当該支部代議員が兼任する理事の同意を得て、理事会で別に定める支部運営規約によって行う。

2 支部は前項の支部運営規約の定めによって、支部長を置く。

第10章 基金

(基金の拠出)

第40条 本法人は、社員又は第三者に対し、法第131条に規定する基金の拠出を求めることができるものとする。

(基金の募集)

第41条 基金の募集、割当ておよび払込み等の手続については、理事会が決定するものとする。

(基金の拠出者の権利)

第42条 拠出された基金は、基金拠出者と合意した期日までは返還しない。

(基金の返還の手続)

第43条 基金の拠出者に対する返還は、返還する基金の総額について定時社員総会における決議を経た後、理事が決定したところに従って行う。

第 11 章 計算

(事業年度)

第 44 条 本法人の事業年度は、毎年 4 月 1 日に始まり、翌年 3 月 31 日に終わる。

(事業計画および収支予算)

第 45 条 本法人の事業計画書、収支予算書、資金調達および設備投資の見込みを記載した書類については、毎事業年度の開始の日の前日までに会長が作成し、理事会の決議を経て、直近の社員総会の承認を受けなければならない。これを変更する場合も同様とする。

(事業報告および決算)

第 46 条 本法人の事業報告および決算については、毎事業年度終了後、会長が次の書類を作成し、監事の監査を受け、理事会の承認を受けなければならない。

- (1) 事業報告
- (2) 事業報告の個別明細書
- (3) 貸借対照表
- (4) 損益計算書
- (5) 貸借対照表及び損益計算書の附属明細書

2 理事会は、定時社員総会の招集通知に際して、法務省令で定めるところにより、社員に対し、前項で監査及び承認を受けた貸借対照表及び損益計算書（以下、「計算書類」という。）及び事業報告並びに監査報告を提供しなければならない。

3 理事会は、第 1 項の監査及び承認を受けた計算書類及び事業報告を定時社員総会に提出し、その承認を受けなければならない。

4 理事会は、第2項で提供された事業報告の内容を定時社員総会に報告しなければならない。

5 第1項の書類及び監査報告を主たる事務所に5年間、また従たる事務所に3年間備え置くものとする。

(余剰金の分配の制限)

第47条 本法人は、社員その他の者に対し、剰余金を分配することができない。

第12章 公告の方法

(公告の方法)

第48条 本法人の公告は官報に掲載してする方法による。

第13章 定款の変更、解散等

(定款の変更)

第49条 この定款は、本定款で別に定める場合を除いて、社員総会において、総社員の半数以上であって、その議決権の3分の2以上の議決により変更することができる。

2 前項の規定にかかわらず、この定款の第6条および第9章の条文を変更または廃止をする場合には、会長は、社員総会において変更または廃止する理由を説明しなければならない。ただし、当該支部において権利を有する社員の過半数の同意がなければ、その効力を生じない。ただし、当該支部において権利を有する社員が存しなければこの限りではない。

(解散)

第 50 条 本法人は、法第 148 条に定める以下の事由によって、解散する。

- (1) 定款で定めた存続期間の満了
- (2) 定款で定めた解散の事由の発生
- (3) 社員総会の決議
- (4) 社員が欠けたこと
- (5) 合併（合併により本法人が消滅する場合に限る。）
- (6) 破産手続開始の決定
- (7) 法第 261 条第 1 項又は第 268 条の規定による解散を命じる裁判

（残余財産の帰属）

第 51 条 本法人が清算するときに有する残余財産は、社員総会の決議を経て、国もしくは地方公共団体又は他の公益法人もしくは公益法人認定法 5 条 17 号イからトに掲げる法人に帰属するものとする。

附則

（最初の事業年度）

第 52 条 本法人の最初の事業年度は、第 44 条（事業年度）の規定にかかわらず、当法人の成立の日から平成 24 年 3 月 31 日までとする。

（設立時社員）

第 53 条 本法人の設立時社員は、次のとおりである。

設立時社員 秋山 哲男

設立時社員 小山 聡子

設立時社員 鎌田 実

設立時社員 川内 美彦

設立時社員 北川 博巳

設立時社員 古瀬 敏

設立時社員 高橋 儀平

設立時社員 新田 保次

設立時社員 藤井 直人

設立時社員 三星 昭宏

設立時社員 八藤後 猛

(設立時役員)

第 54 条 本法人の設立時役員は、次のとおりである。

設立時理事 秋山 哲男

設立時理事 小山 聡子

設立時理事 鎌田 実

設立時理事 川内 美彦

設立時理事 北川 博巳

設立時理事 古瀬 敏

設立時代表理事 高橋 儀平

設立時理事 新田 保次

設立時理事 藤井 直人

設立時理事 三星 昭宏

設立時監事 八藤後 猛

(法令の準拠)

第 55 条 本定款に定めのない事項は、すべて法その他の法令に従う。

以上一般社団法人日本福祉のまちづくり学会設立のため、以下に記載する設立時社員らは本定款を作成し、これに記名押印する。

平成 23 年 2 月 2 日

設立時社員 秋山 哲男

設立時社員 小山 聡子

設立時社員 鎌田 実

設立時社員 川内 美彦

設立時社員 北川 博巳

設立時社員 古瀬 敏

設立時社員 高橋 儀平

設立時社員 新田 保次

設立時社員 藤井 直人

設立時社員 三星 昭宏

設立時社員 八藤後 猛